

平成 30 年 4 月 17 日

証拠持出行為と免責についての考慮要素

弁護士 林 尚 美

1 資料収集行為を理由とする不利益から保護する必要性がある。

何らの証拠資料もなしに公益通報を行うことは困難な場合が多く、そのためには公益通報者は証拠持出をしなければならない。しかし、証拠持出しが違法であるとする、公益通報をすること自体が許されない行為となり、本法の趣旨を没却する。

そこで、証拠持出行為について免責する要件を定めるべきと思料いたします。

2 判例の考慮要素

今までの判例で証拠持出し行為について考察した主な判例は次のとおりです。

①武生信用金庫事件 福井地裁 H28.3.30

職務上の必要も権限もないのに理事長らのメールファイル等に無断で複数回アクセスし大量の機密文書を閲覧、印刷するなど不正アクセス禁止法違反行為したとして懲戒解雇された事例で、「本件アクセス等が不正融資の証拠資料を取得して 公益通報を行う目的 でなされたとは認められ」ないとした。

②神戸司法書士事件 大阪高裁 H21.10.16

「信じるに足りる相当の理由がある」かどうかによって決せられることになる（何らの証拠資料もなしに公益通報を行うことは困難な場合が多いから、公益通報のために必要な証拠書類（又はその写し）を持ち出す行為も、公益通報に付随する行為 として、同法による保護の対象となると解される

③いずみ市民生協事件 大阪地裁堺支部 H15.6.18 判決

本件内部告発の内容の根幹的部分は真実ないしは少なくとも原告らにおいて真実と信じるにつき相当な理由があるというべきであること、本件内部告発の目的は高い公益目的に出たもの であること、本件内部告発の 方法も正当

であり、内容は、全体として不相当とは言えないこと、手段においては、相当性を欠く点があるのは前述のとおりではあるものの、全体としてそれ程著しいものではないこと、現実には本件内部告発以後、いずみ生協において、告発内容に関連する事項等について一定程度の改善がなされており、いずみ生協にとっても極めて有益なものであったと解されることなどを総合的に考慮する

④宮崎信金事件 福岡高裁宮崎支部 H14.7.2

不正疑惑を解明する目的 で行動していたもので、実際に疑惑解明につながったケースもあり、内部の不正を糺すという観点からはむしろ 被控訴人の利益に合致 するところもあった

⑤メリルリンチ事件 東京地裁 H15.9.17

原告が本件各書類を色川弁護士に開示、交付したのは、自己の救済を求めるという目的のためであり、それは 不当な目的とはいえない こと、原告は、色川弁護士から原告より提出された諸資料は原告の同意なしに第三者に開示しないと確約書を得ていることを併せ考えると、原告が色川弁護士に本件各書類を開示、交付したことについては、特段の事情がある というべきであるから、原告が秘密保持義務に違反したとはいえない。

⑥思誠会富里病院事件 東京地裁 H7.11.27

原告らは被告が右診療方法等の改善をする気がないものと判断して、保健所による指導改善を期待して右内部告発に及んだものであり、不当な目的は認められない こと、原告らが、右保健所への申告内容が右保健所を通じて公表されたり、社会一般に 広く流布されることを予見ないし意図していたとも認められない こと、被告は右申告の翌日に原告らを本件解雇したものであるが、本件解雇通告時はもちろん、その後も保健所を通じて原告らの申告内容が 外部に公表されたことはなく、保健所から不利益な扱いを受けたこともない。

3 要件として考慮すべきもの

- ①公益通報の他の要件を満たしていること
- ②通報対象事実と関連性があること（厳格ではなく）
- ③目的外使用でないこと（目的外あることの立証責任は事業者側）
- ④収集手段が社会的相当性を有していること

を総合考慮することが必要になってくると思料いたします。

以上